

## 第3章 県知的財産推進戦略の基本方針

本県産業が発展していくためには、知的財産の重要性について、企業だけでなく広く県民にも理解してもらうとともに、産学官連携による研究開発等により知的財産資源を発掘・創造し、これを利用して製品の高付加価値化や新事業分野への展開等を図り、得られた収益を新たな知的財産の創造に投資・活用していく知的創造サイクルを確立していく必要がある。

県内中小企業においては、大学や公的試験研究機関等との共同研究など、研究開発の取組が一定程度進む一方、知的財産を経営に活かそうとする意識は十分に高まってはいない。特許等の出願・登録件数で見ると、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、国際出願ともに全国下位となっており、本県における知的財産に対する取組はまだ低調な段階にある。

このような現状を踏まえ、新しい県知的財産推進戦略では、「知的財産を大切にする意識の醸成」を図り、「創造、保護、活用の知的創造サイクルの確立による産業競争力の強化」に取り組むことにより産業の高度化や新たな事業分野への展開、さらには新産業創出の促進を図り、「稼ぐ力」の向上につなげることを基本目標として設定する。

### 1 基本目標

県知的財産推進戦略【2017年版】での取組による成果・課題及び、本県の知的財産に関する現状・課題等を踏まえ、新たな県知的財産推進戦略で目指す基本目標を次のように定める。

#### 《基本目標》

知的財産を大切にする意識の醸成や、産学官連携により知的財産が活発に創造され、これを適切に保護、活用することで、地域産業の競争力強化や本県の特性を活かした付加価値の高い産業の創出を図り、「稼ぐ力」の向上につなげる。

### 2 基本方策

知的財産を大切にする意識の醸成や、産学官連携により知的財産が活発に創造され、これを適切に保護、活用することで、地域産業の競争力強化や本県の特性を活かした付加価値の高い産業の創出を図り、「稼ぐ力」の向上につなげるため、次の2つを基本方策として取り組む。

#### I 知的財産を大切にする意識の醸成

特許庁や、知財総合支援窓口、（公財）かごしま産業支援センター（よろず支援拠点）、各商工会議所、各商工会、（独法）日本貿易振興機構（JETRO）などの地域の支援機関と連携した普及啓発を行い、企業だけでなく、県民も含めた知的財産の重要性を認識し、大切にする社会をつくる。

## II 知的財産の創造，保護，活用のサイクルの確立による産業競争力の強化

知的財産を創造，保護，活用する知的創造サイクルを確立し早く大きく回していくことにより産業競争力の強化を図る。また，特許庁や，知財総合支援窓口，（公財）かごしま産業支援センター（よろず支援拠点），各商工会議所，各商工会，（独法）日本貿易振興機構（JETRO）などの地域の支援機関等と連携し，横断的かつ一体的な支援に取り組む。

### 3 数値目標

#### 《数値目標》令和4～8年度までの5年間

##### 1 累計出願件数

前戦略期間の平均値に，全国や本県における近年の増減の傾向等を考慮して積算。

特許	令和8年末までに	860件
実用新案	令和8年末までに	80件
意匠	令和8年末までに	140件
商標	令和8年末までに	2,890件
国際出願	令和8年末までに	150件

※ 国際出願は，特許に係るPCT出願（特許協力条約に基づく出願）と商標に係るマドプロ出願（マドリッド協定議定書に基づく出願）の合計。

##### 2 産学官連携による「新技術・新製品」の開発件数

「かごしま製造業振興方針（R3.3月改訂）」の目標値より積算。

「新技術・新製品」開発件数 910件（182件／年）

##### 3 県工業技術センターにおける特許出願件数及び実施許諾件数

県工業技術センターの中期業務計画の目標値により積算。

特許出願件数	15件（3件／年）
特許実施許諾件数	100件（延件数）（20件／年）